

実践型の人材育成！  
在籍型出向で活用できる  
**産業雇用安定助成金**  
(スキルアップ支援コース)

## ◆どんな助成金？

- ・労働者の**スキルアップ**を目的とする在籍型出向
- ・労働者の**出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金**を出向前賃金と比較していずれも**5%以上上昇**させる
- ・**出向元事業主**及び**出向先事業主**に対して助成する制度

## ◆助成内容は？

- ◆対象：出向元事業主、出向先事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）  
出向期間中の賃金の一部を助成します。

助成期間は  
1年間！



|     | 中小企業                                                                                 | 中小企業以外 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 助成率 | 2/3                                                                                  | 1/2    |
| 助成額 | 以下の額に助成率をかけた額（最長1年まで）<br>・出向労働者の <b>出向中の賃金</b> ※1のうち <b>出向元</b> 及び <b>出向先</b> が負担する額 |        |
| 上限額 | 9,110円※2 / 1人1日あたり<br>(1事業所1年度あたり1,000万円まで)                                          |        |

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和8年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

## ◆助成額の算出(イメージ)

A社(中小企業)からB社(中小企業)に出向 勤務日数 20日/月

・出向前賃金  
240,000円/月

・出向後賃金  
252,000円/月

【※出向前賃金の5%以上上昇（復帰後6か月）】

出向元

A社

・出向中賃金（※出向前の賃金以上）

240,000円/月 (①+②)

出向先

B社

①出向元賃金負担額

180,000円

②出向先賃金負担額

60,000円



★助成額(月額での試算)：出向元：180,000円 × 助成率：2/3 = 120,000円  
出向先：60,000円 × 助成率：2/3 = 40,000円

(注)助成上限額との比較

出向元：120,000円 ≦ 136,650円 [9,110円 × 20日 × ① ÷ (①+②)]  
出向先：40,000円 ≦ 45,550円 [9,110円 × 20日 × ② ÷ (①+②)]

※2

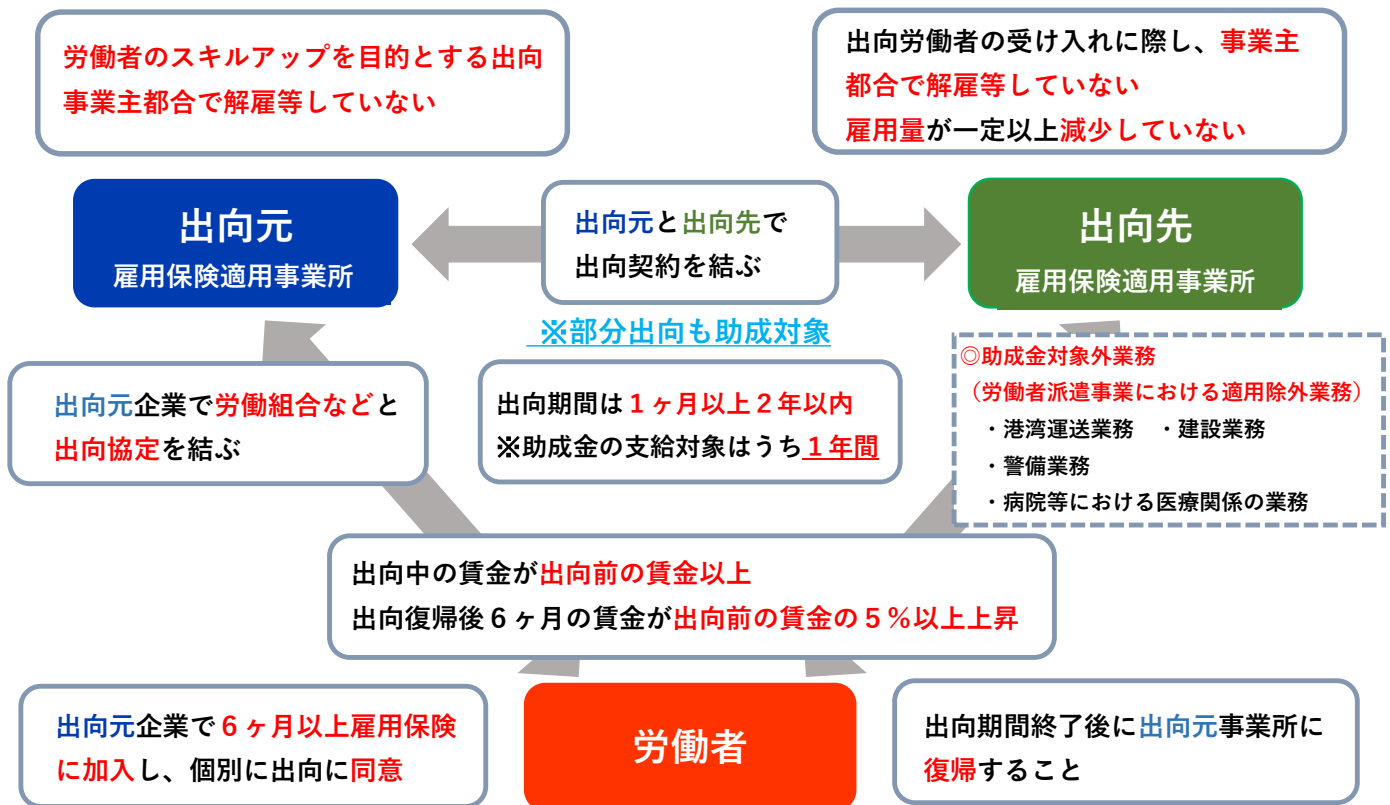
※ 詳しくは厚生労働省HPに掲載されていますのでご覧ください。

産業雇用安定助成金

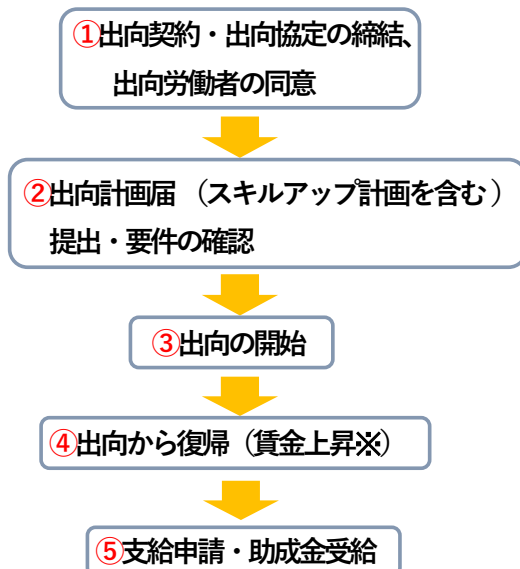
検索



## ◆助成を受けるための主な要件



## ◆申請手続きについて



## ※部分出向とは？

○A社に在籍し、A社に勤務しながら、B社でも勤務することです。

- (例) ①週末だけA社で他はB社で勤務する。  
②月始めと月末のみA社で他はB社で勤務する。

### ◆産業雇用安定助成金を活用する場合の要件

- ・出向先で勤務を行う日と同一日に出向元において勤務を行わないこと
  - ・出向期間中において1か月ごとの出向先で勤務した日数が、出向元において出向前の1か月の所定労働日数の半分以上であること
- (例) 元々の所定労働日数が20日の場合、10日以上  
の勤務が出向先が必要。

## ◆問い合わせ先◆

出向・助成金に関する  
ご相談はこちらまで→



鳥取労働局 職業対策課  
TEL：(0857)29-1708

※鳥取労働局HPにも掲載しています  
のでご覧ください。

鳥取労働局

検索

